

平成２２年度 「県との意見交換会」の議題

１．業務発注について

- 来年度の委託業務の発注量はどうか。

回答

来年度の予算見積の状況では、今年度と比べると大幅に減少すると考えられますが、現時点でお示しできるようなものではありません。

- 業務報酬基準の算定方法、耐震診断等の業務報酬算定方法を市町村に提示したいのですが、内容に関しての意見を頂きたい。

回答

営繕課では、平成２１年度末に９市町（建築職員がいる市町）に対して、県庁において告示第１５号に関する説明会を実施しました。

事務所協会として、算定方法を市町村に提示していただくことについては、問題ないと考えます。

- 業務委託仕様書によっては、設計データを施工業者に渡す項目があるが、考え直してほしい。

回答

平成２１年度から委託業務の成果品として電子データを納品いただいております、工事発注後に工事請負業者からデータの請求があれば、スムーズな施工図・施工計画書等の作成のため図面データを渡しています。

- 賠償責任保険の加入・未加入を「指名願い」に記入するようにしてほしい。又、県の指名要項の一つとしてほしい。

回答

賠償責任保険の加入促進については、事務所協会に対応願います。

- 残務処理の迅速化をお願いしたい。

回答

委託工期限内に、仕様書で要求されている全ての業務を終了させてください。（担当者には周知します。）

2. 設計業務について

- H22年度からの委託業務の表彰制度に関して、採点に関するチェック項目等を提示してほしい。

回答

設計委託業務については、平成22年度中に、国の採点基準に沿った徳島県版の採点基準を作成するべく作業中です。早ければ平成23年度から採点を行い、委託者に対して採点結果を通知出来るようにしたいと考えています。

- 設計図に添付する特記仕様書と構造基準図は徳島建築士事務所協会の物で良いでしょうか。

回答

事務所協会の基準図については、接合部の構造的なチェックも出来ていると聞いており、事務所協会の物を添付していただいて結構です。

なお、平成23年度設計分から採用予定の、平成22年度版の公共建築工事標準仕様書では、各種配筋図は参考図となってくることから、配筋図については特記仕様書として図面に添付していく必要があります。

特記仕様書につきましては、徳島県作成の特記仕様書をホームページに載せていますのでご利用ください。

3. 監理業務について

- 監理業務の範囲・内容について

- ① 構造体でない配筋検査、コンクリート打設時立会の必要性。

回答

設計基準強度21 N/mm以上の構造物に係る配筋検査及びコンクリート打設の立会は、基本的に必要と考えています。

- ② 耐震補強等で同一の補強が多くある場合のアンカーの引抜試験等、その都度の立会の必要性。

回答

引張試験等については、全て立会をお願いします。(平成22年度から採用している業務委託料算定基準においては、全て立会で算定しています。)

4. その他について

- 以下は前年度の意見交換会での検討事項になった項目ですが、今年度になり、どのような展開になっているのかお聞かせください。

○設計書（積算）ファイルはRIBCと指定されておりますが、RIBCの起動方法が変わり 一物件につき一台のパソコンしか認証されず使えません、設備等を外注する場合、各外 注者毎に必要となってきます。又監理業務において、変更が生じた場合も同様となってきます。工期が長期に及ぶ事もあり、RIBCの申請も多数になると思われますので、再考をお願い致します。

（前年度回答）市町村の監理の場合RIBCのレンタル期間は8ヵ月の工期で丸々必要ではない。4ヵ月分ぐらい入れられるように検討する。

回答

平成22年度からRIBCのレンタル料は1ヶ月×2社分で算定しています。

県発注の監理委託の場合、変更の数量等については、エクセルで提出してください。

市町村の監理分については、平成22年度から工期の半分の期間RIBCのレンタル費用を計上するようにしています。

○耐震補強設計で、設備設計料が元請事務所から設備設計事務所に支払うウエイトが多く、同規模の物件でも現場によりかなり差があります。設備設計料も棟毎に積み上げて委託業務費を決定して頂きたい。

（前年度回答）耐震診断+評定費用+調査費用+過去の図面を参考にして図面枚数を決定して、1枚いくらかで算出した実施設計料に告示に基づく営繕係数をかけた積算料（15%程度）を足したものを来年度より見る予定。

回答

平成22年度より前回の回答のとおり新告示により算定しております。

○前年の県の工事監理業務に対する業務費用算定と実際に必要な監理業務費用との差が結果的に非常に大きい。今までの監理業務の実績を調べて頂き、監理費用算定の再考または、業務内容の再検討をお願いしたい。との議題に回答として

●営繕課回答

来年度は業務報酬基準の見直しによる委託料算定基準の改訂による見直しがあると思われます。「工期が長い場合」・「複数棟ある場合」・「耐震改修工事」等について調査を行い大きく差が出るような業務があれば改定の検討はしていく必要があると考えています。との回答を頂いていますが平成22年度に向けてどのような対応を考えておられますか。また前記と同じく複数棟有る場合、積み上げで業務費の算出をお願いしたい。

（前年度回答）H22年度改修監理費用について

撤去工事は積み上げて必要費用を出すようにする。

耐震補強のブレースの立会は全部材立会として算出（ブレース4ヶ所／日等）

低入札の立会増は検査回数を想定して算入する予定。

新築工事に改修が入っている場合は棟数も業者数も加算していく。

回答

平成22年度から新告示が出たことにより、昨年度回答したとおり、定例会議出席回数、現場検査回数、施工立会、県側の検査立会、施工図確認、施工計画書確認等必要な業務に必要な時間を乗じて監理に必要な人・時間を算定しています。算定については、想定して作成されているため、旧基準よりも増額となる業務が多くなっていると思いますが、不十分な箇所があれば見直していく方針としています。

◎ 営繕課からの要望事項

1 設計・積算のチェック体制について

チェック図の提出をお願いしていますが、図面の食い違いや特記仕様書の記載漏れ、積算数量の誤り等が非常に多くなっています。

チェック図を提出していただいているのは、県の設計意図が正しく伝わっているかどうかを確認するためのもので、図面のミスをチェックするためのものではありません。

設計事務所において、図面のミス、記載漏れ、積算ミス等を無くすための方策を提案していただきたい。

2 監理業務について

監理業務において、

- ・ 工事請負業者から出てきた書類の内容確認が十分に出来ていない。
- ・ 質疑進達等の変更にかかる書類が、現場完了後出てくるなど、事務処理が遅い。
- ・ 設計事務所が配筋検査した後、配筋を確認したら標準仕様書に合っていない配筋となっているなど、標準仕様書を十分理解できていない。

設計事務所が見受けられる。

各設計事務所、事務所協会等で標準仕様書の勉強会をするなど、技術力の向上に努めていただきたい。